

重 要 事 項 説 明 書

教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事 業 者 名 称	社会福祉法人 育誠会
主たる事務所の所在地	岐阜県多治見市大藪町1238番地
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者 氏 名	理事長 宇野 恵利子
電 話 番 号	0572-29-2257

第 2 ご利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	姫こども園
施 設 の 所 在 地	岐阜県多治見市大藪町1238番地
管 理 者 氏 名	園 長 山内 昌子
連 絡 先	電 話 0572-29-2257 F A X 0572-29-1287

第 3 施設の目的・運営方針

姫こども園（以下、「当園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び多治見市子どもの権利条例（平成 15 年 9 月 25 日条例第 27 号）の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

★当園の運営方針

- (1) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての園児が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- (2) 園児の意思と人格を尊重して、常に園児の立場に立って特定教育・保育を提供するように努めます。
- (3) 当園は、園児の家庭と地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 4 施設・設備等の概要

(1) 施設（当園）

敷 地	敷 地 全 体	4,762㎡
	園 庭	3,441㎡
園 舎	構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造
	延 べ 面 積	1,708.51㎡

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	1室	54.14㎡
ほ ふ く 室	1室	80.10㎡
保 育 室	8室	ゆり組(5歳児クラス) きく組・ばら組(4歳児クラス) うめ組・もも組(3歳児クラス) ちゅうりっぷ組(2歳児クラス) つくし組(1歳児クラス) ひよこ組(0歳児クラス)
遊 戯 室	1室	221.90㎡
調 理 室	1室	給食は自園にて調理し提供

第5 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員
1 号 認 定 子 ども		15人
2 号 認 定 子 ども		165人
3 号 認 定 子 ども	満 1 歳以上	54人
	満 1 歳未満	12人

第6 職員の配置状況

当園では、多治見市の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	—	
副園長	1人	1人	—	
主幹保育教諭	1人	1人	—	
保育教諭	27人	19人	8人	
保育補助	1人	1人		
事務職員	1人		1人	
調理員	4人	1人	3人	

※園児数などにより上記の配置人数得を変更する場合があります。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	8:30 ~ 17:15	
副園長		
主幹保育教諭		
保育教諭	早番 7:00 ~ 16:00 日勤 8:30 ~ 17:15 遅番 9:30 ~ 19:00	

	※シフトの都合により上記以外の勤務時間となる場合があります。	
事務職員	9:00 ～ 15:00	
調理員	8:30 ～ 17:15	

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

第 8 教育・保育を提供する日、時間

1号	開園曜日	月曜日から土曜日まで	
	教育・保育時間	平日	9:00 ～ 15:00
		土曜日	9:00 ～ 15:00
	預かり保育時間	8:30 ～ 9:00 15:00 ～ 16:30	
	休園日	日曜・祝日・学年年始&年末休業・夏季&冬季休業	

2・3号	開園曜日	月曜日から土曜日まで	
	標準時間認定	教育・保育時間	7:00 ～ 18:00
		延長保育	18:00 ～ 19:00
	短時間認定	教育・保育時間	8:30 ～ 16:30
		延長保育	7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00
	開園時間	平日	7:00 ～ 19:00
		土曜日	7:00 ～ 19:00
	休園日	日曜・祝日	

※園共通の休日として、12月29日から1月3日は休園日となります。

※表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される教育・保育給付認定の各区分を表しています。

第 9 提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号)に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育の提供等を適切に行います。

(1) 保育目標及び保育方針

☆心身共に健やかで、明るく元気な子ども

- ・笑顔で挨拶を交わし、一人一人が安定した生活が送れるよう努める。
- ・基本的な生活習慣を身に付ける事ができるよう手助けする。
- ・言葉遊びの楽しさや、美しい日本語に親しむ中で、きれいな言葉を話すよう努める。

☆友だちを大切に、優しく思いやりのある子ども

- ・遊びを通して人と人との関わりを知り、相手の気持ちに気付いたり周りを大切にする心を育む。
- ・のびのびと遊べる場を工夫し、一日を楽しく過ごせるよう努める。

☆豊かな感性を持ち、のびのびと表現できる子ども

- ・音楽活動を楽しみながら自分を表現できる力を培う。
- ・四季の自然に親しみ、好奇心や探究心を育て、動物に触れ合うことで命の大切さを育む。

☆主体性を大切に、自ら考え行動できる子ども

- ・色々なことに興味・関心を持ち、意欲的にやってみたいという気持ちを育む。
- ・挑戦する気持ちを大切に、自信を持って最後まで諦めずやり遂げる力を育む。
- ・自分の気持ちや考えを言葉で表現し、友達と協力して物事に取り組んだり行動したりできる力を培う。

(2) デイリープログラム(一日の流れ)

0歳児		1～2歳児		3～5歳児	
時間	活 動	時間	活 動	時間	活 動
7:00	延長保育(午前)	7:00	延長保育(午前)	7:00	延長保育(午前)
8:30	順次登園・検温	8:30	順次登園・検温	8:30	順次登園・検温
10:00	授乳・おやつ 健康増進活動	10:00	おやつ 年齢に応じた活動	10:00	おやつ 年齢に応じた活動
11:00	離乳食・授乳	11:15	昼食	11:30	昼食
		12:30	午睡 年齢に応じた活動	13:00	午睡 年齢に応じた活動
14:00	授乳・おやつ 月齢に応じた活動	14:00	おやつ	14:00	おやつ
15:00	随時降園	15:00	随時降園	15:00	随時降園
16:30	延長保育(午後)	16:30	延長保育(午後)	16:30	延長保育(午後)
18:00	おやつ	18:00	おやつ	18:00	おやつ
19:00	閉園	19:00	閉園	19:00	閉園

※記載の時間はおおよその目安です。

※離乳食、食物アレルギー対応食を個々の状況に考慮し提供します。

※実際の活動時間は認定号数により異なります。

(3) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式&始業式 ・交通教室
5月	・春の遠足 ・交通教室 ・移動動物園
6月	・歯科&眼科健診 ・プール開き ・保育参観&懇談会 童謡コンサート(未就園児招待)
7月	・七夕会(未就園児招待) ・縁日あそび ・個別面談
8月	
9月	・内科検診
10月	・運動会 ・歯科衛生指導 ・南姫公民館文化祭 ・秋の遠足 ・ワンちゃんとのふれあい会(0～2歳児および未就園児招待) ・交通教室
11月	・移動動物園(未就園児招待) ・プチマリ ・市民展出版
12月	・生活発表会 ・餅つき ・クリスマス会 ・交通教室
1月	・始業式 ・交通教室
2月	・豆まき ・土と版画展出品 ・人形劇 ・ひな祭り音楽会 ・保育参観 ・招待茶会
3月	・お別れ遠足(5歳児) ・お別れ会 ・卒園式 ・修了式 ・入園前諸検査 ・内科検診

※ 5歳児のお茶会は毎月、英語教室は年 24 回実施します。

(7) 給食の提供

平日	昼食 多治見市の管理栄養士が献立等を管理し、当園の調理員が調理して提供します。
	おやつ 3歳未満児については、午前と午後の2回おやつを提供します。 3歳以上児については、午後に1回おやつを提供します。
土曜日	通常の昼食の提供は無く、おやつを1回提供します。 1日保育を必要とする場合はお弁当を用意してください。
アレルギー等の対応	アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合、個別に面談しできる限り対応します(医師の診断書が必要です)。

(8) その他の事業の実施状況

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

・一時保育

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や緊急時の保育に対する需要、新たな気持ちで家庭での育児に取り組むための育児疲れの解消を目的とした一時的な保育等に対応するために実施する事業です。

第10 利用料金

(1) 教育・保育にかかる利用者負担額(利用料)

多治見市が定める利用料をお支払いいただきます。

教育および保育時間は月額で定められています。欠席する日や月がある場合でも、在籍されている期間中はその月の保育料を全額納めていただきます。

入退園において、月の途中となった場合、日割りで請求となる場合があります。

(2) 預かり保育・延長保育・一時保育にかかる費用

・預かり保育料(1号認定子どもの預かり保育に係る費用)

利用時間	8:30 ~ 9:00 15:00 ~ 16:30	日額 500 円
------	------------------------------	----------

・延長保育料(2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用)

月決めの延長保育料は、多治見市長が決定した利用者負担金月額表記載の金額とし、臨時の延長保育料は、次の表に定める金額とします。

区分	延長保育時間	年齢区分	金額
標準時間保育	平日・・・18:00 ~ 19:00	3歳未満児	日額 500円
		3歳以上児	日額 300円
	土曜日・・・18:00 ~ 19:00	共通	1時間700円
短時間保育	平日・・・ 7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00	3歳未満児	日額 500円
		3歳以上児	日額 300円
	土曜日・・・ 7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00	共通	1時間 700円

・一時保育料

区分	一時保育時間	年齢区分	金額
----	--------	------	----

保育料	8:30 ~ 16:30	0歳児	1時間 400円
		1、2歳児	1時間 350円
		3歳以上児	1時間 250円
	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00	3歳未満児	1時間 1,000円
		3歳以上児	1時間 600円
給食		共通	1食 300円
おやつ		共通	1回 150円

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用

当園では、第 9 に掲げる教育・保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	給食費	3歳以上児の保護者は、給食費として、階層区分等により、園児 1 人につき月額 5,300 円又は 500 円(※)を当園に支払っていただきます。 減額については下記に記載しています。
	実費負担	園児の保護者は、園児が個人で使用する用品、又は個人で購入する物品の実費を支払っていただきます。
	教材費	必要に応じて徴収します。
	行事への参加費用	必要に応じて徴収します。

※給食費は月額で定められています。欠席する日がある場合でも、在籍されている期間中はその月の給食費を全額納めていただきます。

※給食費が月額 500 円となる場合は、副食費の免除対象者です。

※次の場合は、給食費を減額します。

- ①園のしおりに記載する給食を提供しない日
- ②入院等の理由により、連続して5日以上の日々の給食提供日の給食が不要になった場合で、「給食停止・再開届」が平日5日前までに提出されたとき

第 11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、教育・保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 12 緊急時等の対応方法

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。緊急時は下記の通り状況に応じて対処させていただきます。

- (1) 当園の職員は、保育中に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。
- (2) 保育中に事故が発生した場合は、多治見市と保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- (3) 当園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 当園は、園児に対して保育中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

・嘱託医

当園では以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

①内科

医療機関の名称	おかざきまきこクリニック
医師名	岡崎 麻理子
所在地	多治見市幸町3丁目6番地の1
電話番号	0572—27—1200

②眼科

医療機関の名称	多治見眼科院
医師名	半田 喜久美
所在地	多治見市十九町2丁目68番地の2
電話番号	0572—24—2225

③歯科

医療機関の名称	各務歯科
医師名	各務 和宏
所在地	多治見市本町7—71—2
電話番号	0572—22—0531

④薬剤師

名 称	山中薬局 太平店
薬剤師名	山中 利仁
所在地	多治見市太平町 5—29
電話番号	0572—25—3811

(2) 損害賠償制度への加入

園の利用に際しケガや事故などが起こった場合は、所定の規定内容により状況に応じて補償を行います。当園では以下の保険に加入しています。

①災害共済(独立行政法人 日本スポーツ振興センター)

保険の対象	園の管理下の負傷、疾病、障害、死亡
保険の内容	負傷、疾病… 医療費の4/10と入院時食事療養費の標準負担額 高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に療養に要する費用 月額1/10を加算した額と入院時食事療養費の標準負担額 障害…障害見舞金 41～3,770 万円 死亡…死亡見舞金 1,400 又は 2,800 万円

②園賠償責任保険(日本保育協会)

保険の対象	園施設の瑕疵、園施設の管理業務遂行上の過失、園業務遂行上の過失、又は園の提供する飲食物の不備による事故
-------	---

保険の内容	施設賠償・生産物賠償 1名につき10億円 1事故につき10億円 対物1事故につき1000万円
-------	---

第13 非常災害対策

当園は非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報と連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練その他必要な訓練を実施します。

第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、園内各所に防犯カメラを設置し常時確認できる体制を整備しています。また通園時を除き門扉はロック状態を維持し、外部からの侵入がしづらい状態を取っています。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

また虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市町村、児童相談所等、適切な機関に通告します。

第16 苦情等の受付について

- 1 当園は保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付担当者、苦情等解決責任者と第三者委員を設置し、保護者に周知するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めます。
- 3 苦情内容と苦情に対する対応、結果について記録します。

★当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当 園 苦 情 相 談 窓 口	苦情解決責任者 園 長 山内 昌子 苦情受付担当者 副園長 梅村 美保
第 三 者 委 員	蒲 悦子 0572-29-2330 近藤 眞庸 058-201-7606

第17 その他留意していただきたいこと

(1) 健康管理

当園は常に園児の健康に留意し、嘱託医による健康診断を内科は年2回、眼科は年1回、歯科は3歳以上児について年1回実施し、その結果を記録します。

(2) 個人情報の取扱いに関する事項

当園では就業規則に基づき、当園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らすことはありません。また、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

(3) その他

この重要事項説明書の内容は、令和7年4月1日現在のものです。

在園する園児数、学級数、人事異動等によって、内容が変更になる場合があります。

社会福祉法人育誠会
幼保連携型認定こども園
姫子ども園